教義第　１５１４　号
平成２７年１２月１４日

各市町村教育委員会教育長
各教科用図書採択地区協議会会長
北海道教育大学総務部附属学校室長
各国立高等専門学校長　様
各私立学校長
各教科書センター（分館を含む）館長
各教育局長
各道立学校長

北海道教育庁学校教育局義務教育課長

教科書発行者からの「報告書」の提出について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局教科書課から、別添写しのとおり事務連絡がありました。

つきましては、本事務連絡の趣旨に基づき、教科書採択における公正性・透明性の確保を図るよう、お願いいたします。

また、各市町村教育委員会におかれましては、所管の各学校にも周知くださいますよう、重ねてお願いいたします。

担　当：義務教育グループ　福 井
ＴＥＬ：０１１－２３１－４１１１　内線３５－７８０
ＦＡＸ：０１１－２３２－１０７２
E-mail：fukui.toshihiro@pref.hokkaido.lg.jp

写

事　務　連　絡
平成２７年１２月７日

各都道府県教育委員会
　教科書関係事務主管課　　御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

教科書発行者からの「報告書」の提出について

「教科書採択における公正性・透明性の確保について」（平成 27 年 10 月 30 日付け 27 初教科第 44 号）において通知したとおり、教科書発行者による編集会議が、教員等が参加し、採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない形で開催されていた事案を受けて、本日、当該教科書発行者より、報告書が提出されましたのでお知らせします。

教科書の著作・編集に教育委員会や学校関係者の意見を反映することが、より質の高い教科書の実現のために意義があることではありますが、その意見の聴取の在り方については、いかなる疑念の目も向けられることのないよう、教科書発行者はもちろんのこと、教育委員会や学校関係者においても、高い公正性・透明性の確保が求められます。本件事案に関係する教育委員会を含め、全ての教育委員会において、その趣旨について改めて御理解・御認識いただき、来年度以降の教科書採択に向けて万全を尽くしていただくようお願いします。

なお、本件事案に関係する教育委員会におかれましては、事実関係の把握等について、対応方よろしくお願いします。

【本件担当】
文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03（5253）4111　　内線 2576

文部科学省初等中等教育局教科書課長
望月　禎　様

平成27年12月7日
株式会社三省堂
代表取締役社長　北口克彦

お詫びとご報告

【1】はじめに

平成26年8月23日に弊社が開催した「編集会議」において、昨年11月に御報告した申請図書の内容の流出に加え、それ以外にも、教科書採択の公正性・透明性を根本から揺るがしかねない不適切な行為を行っていたこと、また、それらの行為がいずれも弊社からの報告ではなく外部からの情報提供によって明らかとなる事態となったことについてお詫び申し上げます。

文部科学大臣による検定中の申請図書の内容を外部に開示し、その一部の流出を招くとともに、その後の採択を期待して現金を支払ったという疑念を持たれてもやむを得ない形で会議を開催したこと、また、文部科学省に対してその事実についての適切な報告を怠ったことについては、弊社の教科書発行に対する基本的な姿勢が誤っていたためであると深く反省しております。また、今回のような形で教科書が国民の耳目を集めたことそれ自体が、すべての教科書発行者、ひいては、教科書そのものに対する国民の信頼を失墜させることにもつながりかねない重大な問題であると重く責任を感じており、その点についても、関係各位に心からお詫び申し上げる次第です。

【2】平成26年の編集会議について

（開催に至る経緯について）

平成26年8月23日、弊社は、平成28年度から中学校において使用される英語教科書（平成26年度検定申請）に関する「編集会議」を文京区の東京ドームホテルにおいて開催しました。この会議は、「小中連携」と「CAN-DOリスト」という現在の英語教育における二つの大きな課題に関する意見発表、意見交換を主目的としており、参加者の方々にはあらかじめこの二つのテーマをお知らせした上で、各地域における取組や課題について調査・研究を依頼しておりました。

この会議は、採択を勧誘する目的で開催したものではなく、また、実際にも採択を勧誘する行為を行った事実はありませんでしたが、この会議では、検定中の申請図書の内容を参加者の方々に開示して、上述の二つのテーマとの関係で意見を求めました。これは、教科用図書検定規則実施細則（平成元年10月17日文部大臣裁定）の定めに明らかに違反する行為であり、参加者の方々への案内状に「申請本をご覧」いただく

旨を記載したことを含めて、極めて軽率かつ不適切な行為であったと認識しております。

詳細は後述いたしますが、このような「編集会議」は、過去にも開催した例がありますが、平成28年度から中学校において使用される教科書の編集に当たっては、昨年8月の1回を除いては開催しておりませんでした。それにもかかわらず、また、一部報道等にもあるように弊社内において文部科学省が定める規程に違反する行為を含むことに対する異論があり、改めて再検討する機会があったにもかかわらず、昨年8月の「編集会議」を開催したのは、上述の二つのテーマに関する各地域の取組を集約し、それが検定中の申請図書にどの程度反映できているかを確認するとともに、可能であれば検定合格後に訂正申請により教科書の質を高めたいという動機が強く働いたためでした。会議の開催を決定したのは、役員を含む管理職の会議においてであり、その意味においてこの会議の開催は弊社が組織として判断したものであることに疑いをはさむ余地はなく、その責任は免れ得ないものと考えております。

また、参加者の選定は、弊社の各地区（東部支社、中部支社、首都圏支社、名古屋支社、大阪支社、九州支社）の営業部員が、その地域の研究会等で活躍されており、幅広い知見を有していると考えられる教員等に参加を依頼するという形で進めました。実際に「編集会議」に参加いただいたのは、11府県（青森県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、福岡県、大分県）の小学校・中学校の校長、教頭など計11名であり、それ以外に弊社から、役員2名のほか、英語教科書の編集部員・営業部員など計14名、また、弊社の英語教科書の著者（編集委員）1名が参加いたしました。

（<u>「編集会議」に係る経費負担について</u>）

今般の「編集会議」に際して、弊社は、参加者の方々に対して、交通費、立食形式の懇親会に係る飲食費及び二次会に係る飲食費の支払、宿泊先の手配、ホテル館内利用券（8月23日のみ利用可能）及び朝食券の提供のほか、編集手当として現金50,000円をお支払いしました。この編集手当は、上述の二つのテーマについて事前に各地域における取組や課題の調査・研究を依頼し、当日も約4時間にわたって、意見発表、意見交換を行っていただいたことへの謝礼としてお支払いしたもので、その額は弊社の教科書以外の図書についての編集会議でお支払いするものと同水準の額で設定しております。また、編集手当として、損益計算書における販売費及び一般管理費の範疇で費用処理を行っており、経理上は適切な処理を行っております。

しかし、懇親会等の場を含めてこの「編集会議」において、採択を勧誘する行為は一切行っておらず、また、「編集会議」に係る経費負担が経理上、問題ないものであったとしても、その後、各地域において調査員なりの形で教科書採択に関わる可能性が容易に想定できる方々を集めて、検定中の申請図書を開示する形で会議を設定したこと自体が決定的な誤りであったと考えております。また、二次会に至るまでの飲食費を弊社が負担したことも、採択を期待しての接待であると疑われても致し方のない軽率な判断に基づくものであったと深く反省しております。

このような会議を開催し、教科書採択の公正性・透明性を損なう行為を行ったこと、また、昨年10月に申請図書の内容が流出したことが発覚した段階で、当該会議の全貌について文部科学省に対する適切な報告を怠ったことは、極めて不適切かつ不誠実な対応でありました。文部科学省に対して報告を怠ったのは、弊社の役員会において、参加者の方々に迷惑がかかるのではないかという懸念があったためでしたが、このことがかえって疑惑を深める短慮であったと反省しております。

経費負担について個別に報告いたしますと、交通費については、参加者11名全員に対してチケット又は現金の形で、宿泊については、11名中10名の参加者（実際に宿泊されたのは8名）に対して宿泊先を手配しておりますが、これらについては、会議の主催者として適切な経費負担であったと考えております。それ以外に、編集手当として現金50,000円をお支払いしましたが、その場で受取を辞退された方を含め、本日までに11名全員から返金がありました。また、以下は当時の関係者への聴取や資料による弊社の調査において判明した限りではありますが、懇親会については、途中退席された方もおりますが、11名中10名の参加者に加えて、弊社の役職員15名と著者1名の計26名が、二次会については、11名中5名の参加者に加えて、弊社の役職員8名の計13名が参加しております。また、ホテル館内利用券は6名の参加者の、朝食券は6名の参加者の利用を確認しております。

【3】過去の「編集会議」について

平成27年度から小学校において使用される教科書及び平成28年度から中学校において使用される教科書の編集に当たって、弊社が上記のような会議を開催したのは、昨年8月23日の1回限りのことでした。しかし、それよりも以前には、同様の会議を計6回、いずれも文京区の東京ドームホテルにおいて開催していたことを確認しております。それにもかかわらず、昨年10月に申請図書の内容が流出したことが発覚した段階で文部科学省にこの事実を報告しなかったのは、まことに不誠実であったと考えております。報告しなかったのは、弊社の役員会において、過去の会議においても文部科学省が定める規程に違反する行為があったという事実が明らかになることだけではなく、昨年8月の「編集会議」に対してもさらなる疑惑の目が向けられることを恐れたためであり、その責任は弊社役員会にあると自認しております。

一方で、このような会議を開催する契機となったのは、平成20年に告示された新しい学習指導要領の実施に合わせて、弊社が小学校用教科書の発行に新規参入するに際してのことで、新しい学習指導要領についての現場の意見を広く聴取したいという動機がその背景にあったためです。会議の開催は、昨年8月の「編集会議」と同様、当時の役員を含む管理職の会議で決定し、続く中学校用教科書についても、小学校用教科書の編集における取扱いを踏襲する形で決定しており、この点、軽率であったとのそしりは免れないものと考えております。

これらの「編集会議」は、平成23年度から小学校において使用されている国語教科書の編集に関するものを平成21年11月14日と同年12月19日の2回、平成24年度

から中学校において使用されている国語教科書の編集に関するものを平成22年8月21日と同年12月11日の2回、英語教科書の編集に関するものを平成22年9月11日と同年12月4日の2回、それぞれ開催しております。

今般の文部科学省からの指導を受け、弊社内において、当時の関係者からの聴取や過去の資料の確認等、できる限り最大限の調査を行ったものの、それ自体が教科書発行者として無責任であるとの批判を受けるべきものでありますが、人事異動その他の事情に伴う資料の散逸等により、「編集会議」の詳細の調査が困難な状況となっております。その状況下においてでありますが、当時の関係者からの聴取内容等を再構成すると、いずれの「編集会議」も、該当の教科の校長、教頭などの参加者に加えて、弊社の役職員15名程度と教科書の著者（編集委員）1、2名が参加しており、参加者に対しては、昨年8月の「編集会議」と同様、編集手当として現金50,000円をお支払いしたものであったと考えております。また、交通費、宿泊費、懇親会に係る費用を弊社が負担し、会議の中で検定中の申請図書の内容の一部を開示したことも昨年 8 月と同様です。ただし、それぞれの会議の大半は、事前に設定したテーマに基づく意見発表と意見交換にあてられ、採択を勧誘する行為が行われたという事実は確認されておりません。

・小学校用教科書［国語］:「これからの国語教育に必要なこと、新しい時代における国語教科書の要件とは、幼小連携について」
・中学校用教科書［国語］:「これからの国語教育に必要なこと、新しい時代における国語教科書の要件とは、小中連携について」
・中学校用教科書［英語］:「新学習指導要領実施への準備状況について」

とはいえ、採択を勧誘する行為が行われていないことを証明する物証もなく、また、いずれにしてもこの会議が文部科学省の定める規程に違反する行為を含むものであり、かつ、その後、参加者が調査員なりの形で教科書採択に関わる可能性が容易に想定できる方々を集めたものである以上、採択を勧誘する目的で開催され、現金が支払われたと疑われたとしても仕方がないものであったと考えております。過去の会議とはいえ、弊社として、このような会議を開催したことを改めて深く反省しております。

また、結果としては不十分であり、事実として確証がある訳ではありませんが、今回の弊社による調査により判明した事実としては、中学校用教科書［英語］に関する編集会議について、平成22年9月11日の会議には、11府県（栃木県、群馬県、千葉県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、福岡県、鹿児島県）の中学校の校長、教頭など12名の方々が、平成22年12月4日の会議には、7府県（栃木県、群馬県、三重県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県）の小学校・中学校の校長、教頭など8名の方々が参加しております。

しかし、個々の参加者の編集手当の受取・返金の状況や、懇親会への参加の有無、宿泊の有無等の詳細については、当時の関係者の記憶によっては確認できず、昨年 8 月の「編集会議」のような細部の確定には至っておりません。また、この点、小学校

及び中学校用の国語教科書においても、同様の事態が生じており、こちらについては、参加者に関する事項も十分に明らかとはなっていない状況にあり、そのこと自体、重く責任を感じているところです。その上で、現時点における調査結果を報告させていただくと、小学校用教科書［国語］に関する編集会議について、平成21年11月14日の会議には、3都県（東京都、神奈川県、福岡県）の小学校の校長5名が、平成21年12月19日の会議には、6県（栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、兵庫県、岡山県）の小学校の校長7名が参加しており、また、中学校用教科書［国語］に関する編集会議について、平成22年8月21日の会議には、6府県（山形県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県、鹿児島県）の中学校の校長、教頭合わせて6名が、平成22年12月11日の会議には、4県（富山県、静岡県、福岡県、長崎県）の中学校の校長、教頭合わせて4名が参加しております。ただし、このほかにも参加者がいた可能性も否定できないことから、当然のことではありますが、弊社として、これを以て本件を風化させることなく、引き続き当時の関係者からの聴取や資料の確認等による調査を継続することをお約束いたします。

【4】再発防止に向けて

弊社において一連の行為が行われたのは、弊社の教科書の編集、宣伝に対する基本的な認識が非常に甘く、誤っていたことに尽きると考えております。とりわけ、平成23年度から小学校において使用されている教科書と平成24年度から中学校において使用されている教科書の検定中に、計6回の「編集会議」を開催し、申請図書の内容の開示や編集手当等の支払を行ったことは、当時の弊社にコンプライアンスの意識が希薄であったことを物語っております。また、昨年8月の「編集会議」についても、過去の旧弊を払拭できずに、その延長線上で開催したものであり、軽率かつ不適切な判断であったと言わざるを得ないと考えております。

弊社としましては、文部科学省からの指導や教科書協会が定める各種規程について、所属部署を問わず社内の全ての役職員に対して、改めて周知・徹底を図ることはもちろんのこと、弊社内における意識改革を進め、コンプライアンスを徹底する必要があると痛感しております。そのため、出版局と営業局の双方から独立した「経営管理室」を新たに設け、弊社社長を責任者とする教科書関連業務全体のコンプライアンスをチェックする機関としての任務を与え、教科書の営業だけではなく、編集やこれらに関連する経理面も含めて教科書関連業務の点検を行わせることといたします。

その作業を早急に進めるとともに、教科書発行者として本来であれば既に実行されているべきもので遅まきではありますが、採択の公正性・透明性に疑念を抱かせるあらゆる行為を防止するため、以下の取組の実行をお約束いたします。

①今後は、教科書に学校現場の意見を反映させる目的で、今回問題になったような「編集会議」を開催することは一切やめ、その代わりに、採択の公正性・透明性を損なわない形態・時期での意見聴取方法を採用する。

②意見聴取の際に編集手当という名目で謝礼を支払うことをやめ、謝礼については、

内規を作成し、依頼内容に見合った適正な額を設定する。

③教科書編集以外の側面においても、学校関係者との関わりにおいては、教科書採択に何らかの形で関与し得る利害関係者であるとの認識に立って、採択の公正性・透明性に疑念を抱かれない形で業務を遂行する。

④改訂される教科書協会の「教科書宣伝行動基準」を踏まえた上で、教科書の編集、営業・宣伝活動の細部にわたる社内行動規範を作成する。

また、上記を実行するためには、社内ガバナンスの強化が不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンスと社内ガバナンスの徹底について、社外の弁護士、コンサルタント等の助力も得て、確実な課題遂行を行ってゆく所存です。

これら一連の体制の整備や社内規定や社内行動規範の作成は遅くとも年度内を目途に完成させるとともに、その進捗状況については適宜御報告いたします。

【5】おわりに

弊社が今取り組まねばならないことは、コンプライアンスを徹底した教科書発行を実現することに尽きると考えております。この課題の達成に全力を傾注することで、教科書発行者としての信頼回復を果たす所存です。

この度の事案では、国民の皆様はもとより、文部科学省をはじめ、各教育委員会、各学校、教科書協会、他の教科書発行者、さらには、弊社の教科書を使用していただいている児童生徒やその保護者の方々をはじめとする関係の皆様に多大なご迷惑をおかけすることになり、本当に申し訳ありませんでした。心よりお詫び申し上げます。

以上